

令和3年度 一戸建ての空き家に関する区調査 集計結果

令和4年1月 裾野市建設部まちづくり課

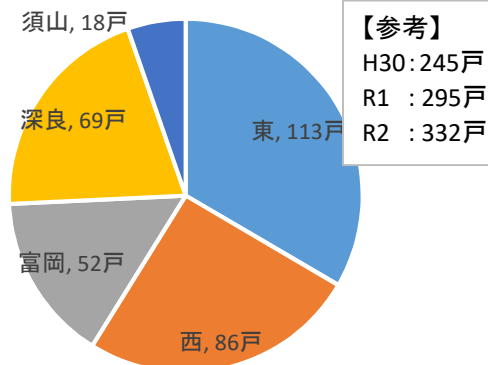
平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が全面施行されました。この背景には、人口減少・少子高齢化時代を迎えて空き家が増加し、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊など地域の環境や安全を脅かす可能性のあるものが増加したことがあります。

このような中、市内にある空き家の実態を把握するため、平成27年度から毎年、区(区長)の皆様のお力をお借りして空き家の調査を実施しております。本年度もご協力ありがとうございました、この場をお借りし御礼申し上げます。

【調査概要】

- 対象地区: 市内77区(管理者のある別荘地および一戸建て住宅がない8区を除く)
- 調査期間: 令和3年10月～11月(約2ヵ月)
- 調査建物: おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての空き家
- 調査方法: 区長宛に文書にて依頼し、まちづくり課または支所へ提出
- 回答率: 100%

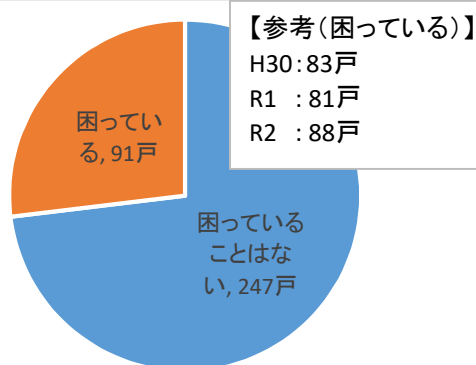
(1) 地区別の一戸建ての空き家の件数



【参考】
H30: 245戸
R1 : 295戸
R2 : 332戸

市内の一戸建て空き家は338戸 (前年比6戸増)

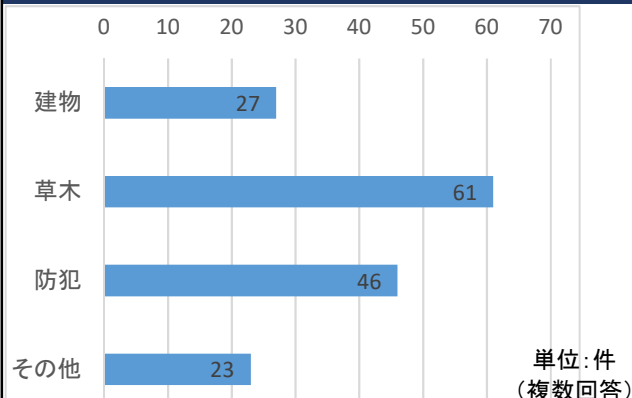
(2) 「困っている」とされた空き家の件数



【参考(困っている)】
H30: 83戸
R1 : 81戸
R2 : 88戸

「困っている」空き家は91戸 (前年比3戸増)

(3) 困っている具体的な内容



困っていることの多くは、草木に関すること

【今後の対応】

空家法では、所有者等は、適切な管理をする義務があるとされています。

また、所有する建物が原因で第三者へ危害を加えた場合、損害賠償責任を負う可能性があります。

しかし、適正な管理を依頼しても対応がなされなかったり、所有者等の連絡先がわからず、苦慮する空き家が増加しています。

そのため、本調査にて「困っている」とされた空き家については、職員にて現地を確認し、周辺への影響が大きい建物には、所有者へと不良状況を伝え、改善を要求し、適切な管理を行うように助言・指導をします。